

## 委員会の判断

事実誤認と不適切な編集に至る原因の検証結果で明らかにしたように、本件放送の誤りについて、Aディレクターらの「故意」や「恣意的・作為的な編集」は確認されなかった。

本件放送を見たB記者から、竜巻と火山の質疑応答の取り違えを指摘された時、Aディレクターは「えっ」と驚きの声を上げた。その様子は、周囲にいたディレクターたちが見ていた。この場面ひとつ取っても、事実誤認は「過失」だったことがわかる。田中委員長が回答をいっさい拒否したように受け取れる編集についても、Aディレクターは原子力規制庁から抗議されるまで、そういうふうに見られるとの自覚が乏しかったようでもあり、「恣意的・作為的」とは言えない。

委員会はこれまでも報道番組を審議・審理の対象として取り上げ、意見書などの「委員会決定」で「報道における事実の重み」を繰り返し強調してきた。改めて言うまでもないが、日本民間放送連盟とNHKが定めた放送倫理基本綱領は「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」とうたっている。報道番組に対する視聴者の信頼は、報道現場がこうした規定を遵守するからこそ成り立っている。

本件放送において竜巻と火山の質問を取り違えて田中委員長の発言をVTRで使用したことは、明らかに事実と異なる。「空白の3時間」などのさまざまな理由が重なったにせよ、やむを得なかったと斟酌（しんしゃく）すべき事情は見当たらない。委員会は、客観性と正確性を欠き、放送倫理に違反していると判断する。

火山パートの放送後、B記者が間違いを指摘したにもかかわらず、「田中委員長は火山の質問についても似たような発言をしているので、一般論として成り立つのではないか」という苦しい言い訳で、そのまま放置した関係者の判断ミスにも弁解の余地はないだろう。

「答える必要がありますか。なさそうだからやめておきます」という田中委員長の発言をめぐる編集についてはどうか。

映像の編集作業はきわめて重要で、視聴者の印象を大きく左右する。たとえば、賛否が分かれる問題についてある人がインタビューに応じ、前段では肯定的な意見を述べた後、「しかし」と言って、後段では否定的な見解を披露したとしよう。前段だけを切り取って編集した場合と、後段だけで編集した場合では、受ける印象が百八十度も異なる。いずれも正確とは言いがたい。前段と後段に目配りをして、どちらに力点が置かれているかを読み取り、その真意やニュアンスをできる限り正確に伝えるのがプロの仕事だろう。これはすべてのメディアに当てはまるジャーナリズムの基本である。

X記者とY記者の質問の間で瞬間的に画面を白くしても、多くの視聴者にその意味

が伝わるとは限らない。視聴者たちは「田中委員長がにべもなく、相次ぐ質問への回答を拒んだ」と受け取るのが自然ではないか。結果的にせよ、X記者の質問に対する田中委員長の回答が割愛された編集は実際の質疑応答とは異なる内容を伝え、視聴者の誤解を招いた。取材対象の田中委員長に対してもフェアな報道姿勢とは言いがたい。2つの質問について回答を拒否したような発言をつなげたVTR原稿や編集に対し、B記者を除く番組関係者の大半がその不自然さに気づかなかった事態も深刻に受け止める必要があるだろう。委員会はこの不適切な編集についても、客観性と正確性、公正性を欠いた放送倫理違反と判断する。

その一方、局側の事後の対応については迅速で、適切だったと認められる。再発防止策はかなり具体的であり、実践的である。本件放送の誤りを手痛い教訓として生かそうとする真摯な姿勢がくみ取れる。

社内調査チームは本件放送の誤りを幅広い観点から検証するため、報道局の他の番組のプロデューサーや出稿部の各担当部長たちからも話を聞いた。その結果、各番組で行われている分業体制の効果とリスクは本件放送のケースと同様であることがわかった。今後は、番組ごとに分業体制の問題点を改めて検証し、再発防止に努めるという。報道局全体で教訓を共有し、改善を図る取り組みととらえられる。

分業化の実態は局や番組によって異なるだろうが、テレビ朝日以外でも分業体制が進んでいるに違いない。それだけに、本件放送の誤りと教訓、再発防止策はひと事ではないだろう。